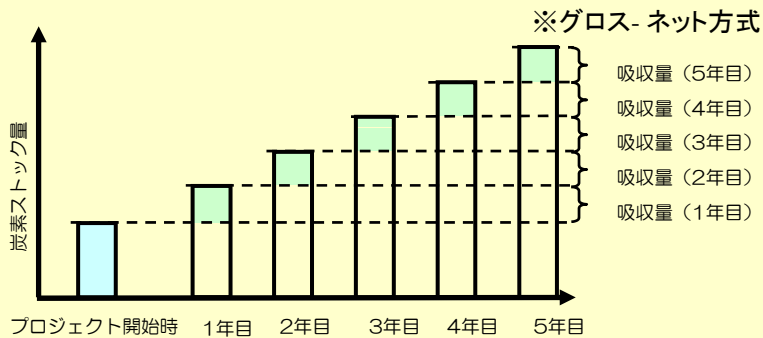


発行されるクレジットの算定方法

○京都議定書でのCO₂吸収量の算定方法に準じ、「**グロス-ネット方式**」(※)を採用します。



プロジェクトが実施されなかった場合の吸収量との差分をCO₂年間吸収量とするベースライン&クレジット方式とは異なり、**施業を行った対象地でのCO₂年間吸収量を計上する方式。**

○持続可能な森林経営促進型プロジェクトでは主伐に応じたCO₂排出量を減じます。

○吸収量の算定に際しては、京都議定書に基づく吸収量の算定で用いている方法や係数を基本とし、幹材積の年間成長量については、各地域の樹種別・地位別収穫予想表を適用して林齢に応じた材積を求めます。

(クレジットの計算例)

間伐促進型で50haの面積(スギ)を毎年10haずつ間伐した場合...約60t-CO₂/年

持続可能な森林経営促進型で200haの面積(スギ)を適切に施業し、毎年2haの面積(スギ)を毎年主伐した場合...約120t-CO₂/年

※いずれも、各種パラメータを固定して計算していますので、実際のクレジット量はプロジェクトごとに異なります

FAQ

Q1: 既に林野庁や都道府県から森林整備に関する補助金を受けていますが、クレジット発行の対象になりますか？

→A1: クレジットの発行に当たり、補助金を受けていることをもって対象から除外したりクレジット量を割引くことはしません。

Q2: 2007年度から間伐を実施していますが、クレジットは2007年度分から発行されますか？

→A2: クレジット発行対象期間は、2008年4月1日以降の指定日から京都議定書第一約束期間終了までとしています。

Q3: 他の森林所有者との共同申請は可能ですか？

→A3: 平成21年度に林野庁が創設予定の山村再生支援センター(仮称)や森林組合等により、小規模森林所有者の施業をとりまとめて申請することを可能にする予定です。

Q4: 森林整備の過程で生じた間伐材を化石燃料の代わりに活用した場合、クレジットになりませんか？

→A4: 現在、J-VER制度において林地残材由来の木質バイオマスを化石燃料の代わりにボイラーで燃焼させるプロジェクトについては、対象プロジェクトとして認められています。これに加え、間伐材由来の木質バイオマスを化石燃料の代わりにボイラーで燃焼させるプロジェクトを対象にするべく準備をしているところです。なお、これらの場合、化石燃料を代替して実現した削減量がクレジットとなります。

Q5: 既に県内で森林吸収量等を認証するような制度があります。J-VER制度との関係はどうなるのですか？

→A5: J-VER制度以外の制度で、J-VER制度との整合性が認められるものについては、一定の追加的な手続きをとった上で、当該制度から発行されたクレジット等に代替してJ-VERを発行することを認める「プログラム認証」の対象となります。プログラム認証に関する手続きについては、現在検討中です。

Q6: 本制度で発行される森林吸収クレジットは排出量取引の国内統合市場の試行的実施で活用できますか？

→A6: 我が国国内における森林吸収量は、年間1,300万炭素トンを上限として京都議定書の目標達成に活用することが認められており、我が国は京都議定書目標達成計画に基づき1,300万炭素トンの全量を目標達成のために織り込んでいます。よって、試行的実施における企業の目標達成とのダブルカウントを防ぐ観点から活用できません。

<問い合わせ先>

・気候変動対策認証センター(社団法人海外環境協力センター内に設置した本制度の事務局)

(URL) <http://www.4cj.org> (TEL) 03-5425-3744

・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

(URL) http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html (TEL) 03-5521-8354

・林野庁 森林整備部 研究・保全課

(URL) <http://www.rinya.maff.go.jp> (TEL) 03-3502-8240